

警察署協議会会議録

田川警察署協議会

開催年月日時	令和7年11月28日 午後0時30分 から 令和7年11月28日 午後1時30分 まで	
開催場所	田川警察署 会議室等	
出席者	警察署協議会	会長以下6名
	警察署	署長、地域管理官、刑事管理官、総務課長 生活安全課長、交通課長、警備課長
議事概要		
【会長挨拶(要旨)】 警察署協議会について、改めて調べてみたところ、平成13年6月から各警察署に設置され来年で25周年を迎えることがわかった。 警察署協議会25周年の節目を迎えるに当たり、私達が携わっていることに感謝するとともに、活発な意見を出し合っていける場であって欲しいと思っているので宜しくお願ひする。		
【署長挨拶(要旨)】 平素から、田川警察署の活動にご協力を頂き感謝申し上げる。委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りながら、我々が頂いた意見をしっかりと受け止めて活動し、成果を地域住民の方々に示していければと考えているので、今後ともご理解とご協力をお願いする。		
【報告事項等】 1 田川警察署の令和7年9月末現在の治安概況について（署長） (1) 刑法犯認知・検挙状況 (2) 重要凶悪犯罪の発生状況 (3) 性犯罪の発生状況 (4) ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況 (5) 暴力団員等検挙状況		

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議　事　概　要

- (6) 交通事故発生状況
 - (7) 飲酒運転による交通事故発生状況等
 - (8) 少年事件刑法犯検挙補導人数等
- 2 飲酒運転撲滅対策について（交通課長）
- 3 交通安全教育用資機材の紹介及び体験（交通総務係長）
- (1) 交通安全VR
 - ア 「ながらスマホ」運転による事故
 - イ 信号交差点における右折時の事故
 - (2) 飲酒運転撲滅教育用VR
 - ア 飲酒運転の疑似体験
- 4 飲酒運転通報訓練
- ・ スーパーの駐車場において、運転席で飲酒している人を見かけた場合の通報

【質疑応答】

- 委員から、「自転車の飲酒運転対策に力を入れているとのことであるが、具体的にどのように行っているか教えてほしい。」との質疑があり、交通課長から、「軽車両は、従来、酒酔い運転の場合のみ処罰の対象であったことから、自転車の酒気帯び運転については指導・警告で処理していたが、軽車両のうち自転車については、令和6年1月1日付け施行の法律改正により、規定量以上の酒気帯び運転も処罰の対象となったことで、県下の飲酒運転検挙数が大きく増加している。田川警察署管内では、交通安全教育はもちろんのこと、飲酒運転検挙の殆どが車やバイクであり、地域警察官の職務質問による検挙が大半を占めている。」「田川警察署員は、飲酒運転を絶対に許さない、悲惨な事故をなくそうという気持ちで勤務に従事しており、特に、パトカーや交番で勤務する地域課員が、当署に在籍する職務質問指導官のもと、日々職務質問の技術向上に努め、実践している成果の表れだと感じている。」旨の回答があった。
- 委員から、「飲酒運転に関して、職務質問がかなり効果をあげているという話であったが、実際に飲酒運転で事故を起こしたことで、飲酒運転が発覚するというよりも、運転手の不審点を見逃がさず声掛けして飲酒運転を見つけ出すという技術を持った警察官の方々を頼もしく思う。」との意見があった。
- 委員から、「自転車の飲酒運転が、車に準ずる罰則になったということであるが、自転車に乗ってきた客に店側がお酒を飲ませても処罰されるのか。」旨の質

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議事概要

疑があり、交通課長から、「飲酒して自転車を運転すれば当然処罰の対象であるが、自転車に乗ってきた、または自転車に乗る恐れのある者にお酒を提供したり、飲酒している者に自転車を提供しても、車やバイクと同じく処罰の対象となる。」との説明があった。

- 委員から、「実際に見たことはないが、車がふらついている状況はわかるものなのか。」との質疑があり、交通課長からは、「ふらついている車両の後方から見ればわかりやすいと思うが、車線を跨いで走行したり、中央線や歩道に向って何度も寄ったり離れたりする車を見かけた場合は、飲酒運転の可能性があることから遠慮なく通報してもらいたい。」との説明があった。

更に、交通総務係長から、「警察官の人数にも限りがあり、警察官が見ていないところで飲酒運転する者が未だに多いことから、皆様からの目撃通報が、警察と地域の方々が一緒になって飲酒運転の撲滅に向けて取り組む1つの手段となっている。実際に当署管内においても、地域の方からの通報が、飲酒運転の検挙につながった例が多い。」との説明があった。

- 委員から、「機動隊員の不祥事が報道されていたが、田川警察署ではコンプライアンス対策をどのように取り組んでいるのか。」との質疑があり、署長から、「田川警察署では、階級や年齢別の検討会、課長以上の幹部による会議における情報共有を行っているほか、地域課員のように交代制勤務員が、後日、部内のメール等においても教養内容を確認できるようにしている。」「その他に、映像やシミュレーション及びミニテストなど、多岐にわたる部内専用の教養コンテンツを利用した署員教養も行っている。」との説明があった。

- 委員から、「人材育成を考える中で、昔のやり方が今では許されないことが多くなっており、自分自身も間違えないように頭を切り替えて気を付けている。」との意見があり、署長から、「今回の不祥事案を受けて、若い人達にきちんと目が行き届いていなかったのかなと感じ、考えさせられる機会にもなった。あらゆる機会を捉え、署員教養を行っているからと安心することなく、署員とのコミュニケーションをしっかり取りながら、人材育成に取り組んで行くことが重要であると考えている。」旨の話があった。

【閉会】

以上で、令和7年度第3回田川警察署協議会を閉会する。

(A 4)